



### Pickup Law News

### 契約しなくても支払う必要がある？ -NHK受信契約をめぐる最高裁判決-

## はじめに

平成 29 年 12 月 6 日、NHK の受信契約を巡る諸問題につきまして、最高裁の大法廷判決が出ました。

NHK は、数年前から、テレビを設置しているにもかかわらず、受信契約をしていない個人に対して、**契約締結と未払いの受信料を請求する訴訟を起こす**ようになってきました。



今回は、これに関して、最高裁の判決が出たこととなります。

## 事案の概要と争点

NHK との受信契約は、あくまで NHK と個人との間の契約ですので、契約を締結しない限り、受信料の支払義務は発生しないというのが前提です。

これに関し、放送法 64 条 1 項は「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。」と定めており、テレビを設置した者について、NHK との間で受信契約を締結することを義務づけています。

今回は、NHK との受信契約を拒否していた方に対し、NHK が放送法 64 条 1 項に基づき、契

約を義務づけ、かつ、受信料を支払えと請求している事案です（受信契約をしたけれども、単に受信料の支払いを怠ったという事案とは異なることにご留意ください。）。

この裁判では、上記のように NHK との受信契約を義務づけている放送法 64 条 1 項の規定が、「**契約自由の原則**」に反し、**憲法に違反するのではないか**という点が問題となり、また、仮に憲法に違反しないとした場合に、**いつの時点で契約が成立するのか、受信料はいつの分から支払義務があるのか、また、受信料の時効はいつから進行するのか**が争点となりました。

## 最高裁の判断

### ① 放送法 64 条 1 項は憲法に違反しない。

最高裁は、放送法 64 条 1 項の規定の趣旨が、公共放送事業者と民間放送事業者との二本立て体制の下において、前者を担うものとして NHK を存立させ、これを民主的かつ多元的な基盤に基づきつつ自律的に運営される事業体たらしめるためその財政的基盤を受信設備設置者に受信料を負担させることにより確保するものとした仕組みは、国民の知る権利を実質的に充足すべく採用され、その目的にかなう合理的なものであるとして、**憲法上許容されると判断**しました。

### ② 受信契約は判決の確定時点で成立する。

未契約のテレビ設置者に対し、NHK が今回のように契約を義務づける訴訟を提起した場合に

は、当該訴訟の判決が出され、これが確定した時点でNHKとの間で受信契約が成立すると判断しました。

### ③ 受信料はテレビを設置した時から支払義務が生じる。

最高裁は、受信契約の成立は、上記のとおり裁判の判決が確定した時としながらも、設置後速やかに受信契約を締結した者とその締結を遅延した者との間で支払うべき受信料の範囲に差異が生ずるのは公平とはいえないとして、受信料の支払義務は、テレビを設置した時から払わなければならないとしました。

つまり、例えば、平成 20 年 1 月にテレビを設置したものの、NHKと受信契約を締結せず、NHKから訴訟を起こされ、平成 30 年 1 月に受信を義務づける判決が出た場合、受信料は平成 30 年 1 月からではなく、平成 20 年 1 月分まで遡って支払う必要があります。

### ④ 受信料の時効は契約成立時（判決確定時）から進行する。

前提として、NHKの受信料は 5 年で時効により消滅すると解されています。

そのため、上記例でいえば、各支払日から時効が進行するとすれば、平成 25 年よりも前の受信料は時効により支払う必要がなくなります。

しかしながら、最高裁は、時効が進行するのは、NHKとの受信契約が成立した時、すなわち、**裁判の判決が確定した時から進行すると判断**しました。

上記例でいえば、平成 24 年よりも前の受信料についても、平成 30 年 1 月から時効が進行するので、**時効を主張することは実質的に不可能**となりました。

## まとめ

以上、簡単に最高裁判決の内容を見ましたが、訴訟提起され、判決が確定してしまうと、過去分に遡って一括で支払う義務が生じますので（払わなければ、NHKも財産差押え等の手続きまで取ってくる可能性もあります。）、テレビ設置者にとってはかなり厳しい内容の判決になっています。

まだNHKとの受信契約を締結していない場合には、今回の最高裁判決を踏まえた対応を検討する必要があります。



弁護士

桑原 淳

福岡県古賀市出身。民間企業の法務部に勤務した後、司法試験に合格し弁護士へ。民間企業勤務の経験を活かし、企業に対して実践的なサポートを行うことを心がけている。

## たくみ法律事務所の弁護士をご紹介します

江藤 豊史 Toyofumi Eto

私は、大分市出身ですが、幼少期を福岡で生活していました。

大学進学後、佐賀、長崎などを渡り歩きましたが、もっとも愛着があり大好きな福岡に戻ってきました。

佐賀・長崎では、公務員専門学校の先生として、多くの生徒を合格に導くとともに、生徒募集等の営業や校舎管理等の総務を経験しました。

福岡に戻ってからは、福岡地裁の裁判所職員として、裁判を裏方で支える仕事を経験しました。

私は、働きながら勉強し、司法試験に合格するなど、体力と精神力には自信があります。

これまでの経験や持ち前の体力・精神力を活かし、弁護士として、企業様をサポートできるよう頑張りたいと思っています。



## 弁護士江藤豊史の日常

趣味は麻雀です。

腕前については、プロ級であると自負しており、大学生の時には、地方予選を勝ち抜け、全国大会に出場しました（なお、全国大会では、相手に天和をあげられ、みるも無残に惨敗しました）。

麻雀は、相手の思考を読んだ上での、押し引きが重要なゲームだと思います。しかし、こと女性関係に関しては、私は、相手の思考を読むことが苦手なようで、押し引きを間違え、チョンボ（振られてしまう）を連発しています…。私が役満をあげる（結婚する）のは、まだまだ難しそうです（汗）。



## 北九州オフィス開設のお知らせ

本年より、北九州オフィスの所長に就任しました桑原淳です。

たくみ法律事務所では、これまで福岡市に事務所を構え、企業様、個人の皆様の幅広い法的ニーズにお応えしてまいりました。

しかし、1拠点では、業務の質や提供できるリーガルサービスに限界があると感じ、より質の良いサービスを目指し、この度、福岡第二の都市である北九州にて、事務所を開設するはこびとなりました。

今後は、北九州オフィスの代表として地域に根差したリーガルサービスを提供するよう努めるとともに、福岡市・北九州市の二事務所協力体制を盤石なものとし、より一層皆様のお役に立てるよう精一杯努めて参ります。

何卒ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

北九州オフィス所長弁護士 桑原淳



### 事務所情報

〒802-0003

北九州市小倉北区米町一丁目1番1号 小倉朝日ひびきビル8階

TEL:093-383-9033

FAX:093-383-9188

営業時間：平日9時～19時

### アクセス

JR・モノレール小倉駅より徒歩5分

モノレール平和通駅より徒歩2分



たくみ法律事務所 NEWS LETTER 「匠への道」

発行：弁護士法人たくみ法律事務所

[TEL] 092-724-4848 [FAX] 092-724-2616

[e-mail] info@takumi-law.jp [HP] www.takumi-corporate-law.com

[福岡オフィス] 福岡市中央区渡辺通3丁目6番15号 NMF 天神南ビル10階

・地下鉄七隈線 天神南駅：徒歩3分 渡辺通駅：徒歩2分

・天神バスセンター：徒歩5分

[北九州オフィス] 北九州市小倉北区米町一丁目1番1号 小倉朝日ひびきビル8階

・JR・モノレール小倉駅：徒歩5分

・モノレール平和通駅：徒歩2分

このようなことでお困りの場合はお気軽にご連絡ください。

- ・著作権・知的財産権等
- ・不動産問題（賃料未払・明け渡し等）
- ・債権回収（取引先の未払、取引先の倒産等）
- ・契約法務（契約書作成、内容確認、契約解除等）
- ・労働問題（労働条件、就業規則、賃金支払、未払残業代、解雇、採用、従業員による不正行為等）
- ・会社法務（設立、定款作成、組織変更、株主総会、役員等）
- ・会社倒産（自社の破産・再生等）